新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備に関する今後の取組について

今後の感染拡大に備えるに当たっては、業務逼迫時に必要となる保健所の人員等の 把握や、必要な体制の強化方策を定めておくとともに、地域における一定の感染状況 を踏まえて、適切な時期に想定され得る体制整備が可能となるようにするなど、先を 見据えた対応・仕組みづくりが必要になると考えられる。

以下のこれまでの課題を踏まえ、過去の事例も参照しつつ、今後の取組として、このような仕組みを検討・構築することが必要になる。

<これまでの課題>

- 陽性者が増加し、保健所業務が逼迫する状況においても、<u>保健所内の人員の</u> 再配置のみで対応し、<u>全庁体制の整備(保健所外の本庁職員の動員等)が不十</u> 分である保健所が散見された。
- 全庁体制を行うための<u>基準が定められておらず</u>、保健所と本庁との意思疎通 も不十分であった。
- BCP(業務継続計画)はそれぞれの保健所で制定されていたが、これらは大規模自然災害時のものであり、健康危機管理時のBCPとして活用されなかった。
- ② 健康危機管理時の <u>BCP の判断基準が事前に定められていなかった</u>ため、保健所業務逼迫時に、優先すべき通常業務の選択がなされなかった。<u>このため、陽性者が増加しても従来業務が継続され、従来業務と新型コロナウイルス感染症</u>対策を兼務する職員が疲弊した。

<今後の取組>

○ 自治体ごとに、少なくとも今夏における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、陽性者が増加して保健所業務過多により事業遂行が困難となる場合を想定し、保健所の職員だけではなく本庁の職員も動員した形での全庁体制で業務を行うことも含め、保健所の体制強化を図る。

ア 体制強化の計画の作成

・ 陽性者の増加による業務逼迫時に体制強化の計画を立てることは困難 であるため、予め、<u>感染拡大に伴う、全庁的支援を含む保健所の体制・人</u> 員確保の方法について計画を定めておく。

なお、体制強化開始の目安として、人口 10 万人あたりの1 週間の陽性 者数の合計が 15 人を上回る場合、2 週間程度後に入院調整等が困難となり、自宅療養者が急増し、保健所業務が逼迫するおそれがあることを考慮 することとし、管内の陽性者数の動向を日々把握すること。保健所の体制 や医療圏ごとの医療体制等はそれぞれ状況が異なるため、保健所管轄地域 等のデータに基づき、体制強化の開始時期を定めること。

- 【参考】 医療機関等の協力による体制強化(令和3年9月2日厚生労働省新型 コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「地域の医療機関等の協力 による健康観察等の推進について」)
 - ・ 医療機関等への健康観察、電話等による診療及び訪問看護の委託
 - ・ 診断を行った医療機関等による患者の健康状態の確認、患者からの 医療的な相談への対応、必要に応じての電話等による診療

イ 業務フローと体制強化の指標

・ 「医療機関受診後の基本的業務フロー図例」(別添)を参考に、<u>各保健</u> 所業務に合わせた業務フローを作成する。

なお、陽性者について、自宅療養させることなく入院又は宿泊療養等によって対応する自治体においても、宿泊療養等健康観察の対象となる者の急増を想定し、当該業務に係る人員配置とその具体的方法について計画を定めること。

- ・ 陽性者数の最大値を想定し、業務フローに沿って配置が必要な最大の人 員数を想定する。
- ・ 保健所の体制強化が図られていることの目安として、
 - ① <u>陽性者への連絡の遅延</u>(遅くとも陽性判明の翌日までに連絡できない場合)が生じないこと
- ② 積極的疫学調査の遅延(遅くとも発生届受理から翌々日までに積極的 疫学調査ができない場合)が生じないこと

を考慮する。また、各保健所で、HER-SYS 等のデータベースを用いて、<u>これらの状況に関する情報(データ)管理を行い、業務フローの目詰まりポイントを可視化する等により、課題の早期発見が可能となるようにしておく。</u>

・ 全庁体制や外部支援も含めた体制強化のための計画を立てるとともに、 予め各関係部署と調整を行っておく。特に、自宅療養者の健康観察や医療 支援における保健所と地域の医療関係者等の役割分担・連携体制のあり 方について明確化しておく。

ウ 人員、設備、システム等の増強、業務の効率化

・ 専門家はもとより事務職員の活用も重要であり、偏りのない増員を図る。陽性者の急増に備え、業務委託、IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援するため、関係学会・団体等を通じて募集した外部の専門職であって、支援協力者の名簿に登録された者)等の活用等により、組織外

- の人員も動員する可能性を念頭に置いておく。
- ・ 人員のローテーションを計画している場合は、業務内容の引継ぎを円滑 に行う観点から、交代までの期間の目安は少なくとも1~2週間とする ことが望ましい。
- ・ 作業スペースを十分確保し、電話回線を増やし、パソコンやヘッドセット等を予め準備しておく。
- ・ 紙ベースで行っている業務については、可能な限り電子化して業務を行う。また、HER-SYS 等のデータベースを活用するとともに、データベースの活用や作成等を行う職員がいない場合は、本庁へ助言を求める。
- BCP の基準を明確にし、陽性者の増減に伴う業務の重点化を検討してお く。なお、職員の負担を軽減するため、可能な限り併任を減らす。

<過去の参考事例>

- 人口当たりの陽性者数で保健所に増員する人数を決定した。また、平日の昼間、休日、夜間と分けて支援人員を予め決めた。(京都市)
- 陽性者の増減に対して基準を設け、増員職員を併任ではなく専任とする等、 柔軟に業務形態を変更した。
- 保健所内で業務スペースをとることができなかったため、賃貸オフィスを借りて業務を行った。1つの部屋で業務を行うことができるようになったため、 情報共有が容易となった。(旭川市)
- 携帯電話のレンタルを行い、ヘッドセット等を合わせて使用することで、応 援職員の業務の効率化を行った。(岡山市)
- ACCESS でのデータベースの作成を行うことで、業務の重複を減らすとともに、 業務の効率化を行った。エクセルファイルにマクロを組むことで、疫学調査、 健康観察業務、必要書類の発出等業務の効率化を行った。(岡山市)

(参考)

◇事務連絡

- ・保健所の体制強化のためのチェックリストについて(令和2年4月4日) https://www.mhlw.go.jp/content/000618971.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性 特定疾病医療費の支給認定の柔軟な取扱いについて(令和3年5月24日)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000783507.pdf (令和3年9月6日にQ&Aの通知あり。)

・地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進について(令和3年9

月2日)

https://www.mhlw.go.jp/content/000827144.pdf

◇課長通知

・保健所における縮小、延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト(令和3年度)について(令和3年4月15日)

 $\frac{\text{https://mhlwpp.microsoftcrmportals.com/tsuuchi_update/?id=f1d65}}{076-9f9e-eb11-89ee-2818788371a0}$